第2章 全体構想

1 まち(都市)づくりの目標

1-1 まち(都市)づくりの理念

(1) まち(都市) づくりの理念

総合計画では「人口減少の抑止につながる、変革的な取組を進める」、「すべての住民が、地域のまちづくりに関わる誇りを持つ」ことによって、町外から訪れる人との関わりを深めながら、子どもから高齢者までの全ての世代で、

「全ての住民が、暮らしに満足を覚え、次代に夢を託せるまちづくり」 を基本理念としており、本計画でも踏襲することとします。

(2) まち(都市)づくりの基本姿勢

①住み続けられるまちを次代に継承する

コロナ禍やウクライナ紛争は私達の暮らしにも大きな影響を与えていますが、これらの事象に冷静に対応しつつ、本町の豊かな地域資源を生かした観光・農業の活性化や、持続可能な都市機能のコンパクト化、循環型社会など都市構造の転換など、次世代に継承できる持続可能なまち(都市)づくりを進めます。

②水・森の豊かさを守り・活用する

釧路川、鐺別川が弟子屈市街地の中心を流れ、中心部が豊かな緑や山地・丘陵地、里山、 農業地に囲まれたまちとして、これらの水・森を守り、基幹産業への活用を図ります。

また、市街地がこれら良好な自然を取り込んだ、まちなか景観そのものが弟子屈の魅力になり、町民が誇れるような美しい街並みの形成を図ります。

③パートナーシップを強化する

少子高齢化は今後も進行が予想されており、安全・安心なまちやコミュニティを維持していくためには、自助・公助・共助のバランスのとれた連携が必要となっていきます。とくに地域で子どもを守り育てる意識の醸成や高齢者への見守り支援の充実、また多発する自然災害や悪質・凶悪な犯罪に対応するためには、「人と人の関わり=共助」のための人財育成が欠かせません。この事を通じ、町民・行政間のパートナーシップの重要性について、更なる意識向上を図ります。

(3)人口の想定

国立社会保障・人口問題研究所による行政区域人口推計(平成27年国勢調査結果に基づく算出)では、令和22年4,602人、令和27年4,041人ですが、令和4年2月に改訂された第2期人口ビジョン・将来展望人口(令和2年国勢調査結果に基づく算出)では、子育て支援の重点化や雇用の場の増加等、自然減・社会減に対する各種取り組み強化により、本町の総人口の将来展望を、令和22年(2040年)5,120人、令和27年(2045年)では4,683人と展望しており、これらを勘案し、当計画の目標年度(令和25年)の想定人口は4,860人とします。

(4) 市街地の想定

弟子屈都市計画区域は非線引き都市計画区域のため、都市計画用途地域の外縁部の白地地域 においても、住宅地等の開発が行われ、道路や上下水道などの基盤整備が後追い的に行われてき

第2章 全体構想

た実態があります。少子高齢化社会において、今後人口の増加は見込めない事や、持続可能でコンパクトな都市形成を目指すために、既存の用途地域(302.3ha)を将来の市街地の範囲と定め、基本的に市街地の拡大を行わないこととします。

1-2 目標設定の基本的考え方

(1) まち(都市) づくりの理念を具現化する市街地整備

まちの暮らしを楽しみ、地域文化を育むためには、その都市活動を支え、生活環境の質を高めるための市街地整備が必要です。そのためには町民の都市計画等への理解が必要なことから実現のための行政との協働によるルールづくりを目指します。

(2)都市構造やコンパクト化を明確にした市街地整備

今後の市街地整備にあたっては、都市機能を集約・複合化した拠点整備が重要となります。機能を集約・複合化することで利便性や効率性が向上され、町民同士の交流も活発になることが期待されます。さらに、コンパクト化を目指した市街地の中で多様な拠点を形成し、それらをネットワーク化する道路・公共交通の質の向上を図ることで、まちはさらに活性化し、暮らしの満足度を高めることを目指します。

1-3 まち(都市)づくりの基本目標

(1) 誰もが安心して暮らせるまち(都市)づくり

自然に囲まれ、町民一人ひとりが文化的生活を楽しむことができる居住環境の充実と、多発する自然災害等への防災機能を高めることにより、子供及び子育て世代から高齢者まで、誰もが安心して暮らせるまち(都市)づくりを進めます。

(2) 人と自然が共生するまち(都市)づくり

町の財産である豊かで多様な自然環境を保全・活用しながら、ゆとりと潤いのある暮らしを続けるため、環境保全の推進や自然と共生する基盤整備及び景観形成など、人と自然が共生するまち(都市)づくりを進めます。

(3)活力・活気・雇用を生み出すまち(都市)づくり

温泉のまちとして特色のある中心市街地の賑わいや憩いの場を創出するとともに、川湯温泉・ 屈斜路湖温泉など観光交流地域の充実と農業との連携を進め、町全体の魅力と活力あるまち(都市)づくりを進めます。

(4) コンパクト化を推進するまち(都市)づくり

用途地域内の未利用地・低密度利用地の解消や都市計画区域白地地域の規制検討、都市計画道路の整備及び長期未着手都市計画道路の見直し検討など、持続可能な都市運営のため、人口規模に見合ったコンパクト化を推進するまち(都市)づくりを進めます。

(5) 拠点形成を推進するまち(都市)づくり

中心市街地の明確化と、弟子屈町の都市活動を支える上で重要な地区を拠点として位置づけ、 財政に見合う都市施設等の効果的な集約・複合化を図りつつ、弟子屈らしい拠点形成を推進する まち(都市)づくりを進めます。

(6) いつまでも暮らせるまち(都市)づくり

住宅の供給促進や公営住宅ストックの有効活用による「まちなか居住」の推進、また公園不足の解消など緑の空間を増やし、さらに交通弱者に対応する公共交通システムの検討などにより、誰もがいつまでも暮らせる住環境整備を進めます。また、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造の構築に取り組むまち(都市)づくりを進めます

(7) 町民参加によるまち(都市) づくり

まちづくりの主役は町民であり、目標を実現するためには都市計画等への理解・協力は不可欠で、情報公開と町民参加により行政との協働を推進して行きます。

また都市計画区域外の豊かな自然環境の中での居住に魅力を感じ、都市部などから移住して来る人の集積が見込まれるエリアについては、必要に応じて準都市計画区域や特定用途制限地域を検討するほか、自然環境と調和した住宅建設のあり方や、ごみ収集・上下水道・道路の除排雪など行政サービスの供給方針などについて行政と住民・事業者などによる話し合いにより、郊外部での土地利用の適正化と安心して暮らせる仕組みとなる「弟子屈ルール」の作成を検討していきます。

弟子屈ルール(例)

●基本精神

・郊外部で安心して暮らすための、住民と行政の協調の仕組みづくり

■ルール1 (前提条件)

- ・郊外部での住宅建設・住宅地整備にあたっては、まずは気軽にまちに相談してください。
- ・景観計画の区域区分による届出対象行為を確認してください。

■ルール2 (基盤整備)

- ・住宅敷地の規模は700㎡(200坪)以上とし、周辺の自然環境と調和させましょう。
- ・道路は除雪が可能な幅員(8m以上)とし、簡易舗装としましょう。
- ・将来市街地の範囲を超えた上下水道の供給は行いませんので、合併浄化槽等の設置を進めましょう。

■ルール3 (行政サービス)

- ・除雪については、私道部分に対しては応分の負担をいただきます。
- ・ごみの収集は5戸以上の単位で行いますので、それ以下の場合は最寄りの収集経路まで持参してください。

・・・など

第2章 全体構想

1-4 将来都市構造

まち(都市)づくりの目標実現のため、本町の将来都市構造を構成する要素を、次のように設 定します。

(1)生産・活動エリア

生産・活動エリアは、都市計画区域内の用途地域及び用途白地周辺の農地を含めたエリアとし、 都市生活・都市活動の場としての「市街地ゾーン」、弟子屈町の特色ある産業、雇用等を支える 場としての「沿道サービスゾーン」、及び「農業ゾーン」を設定します。

エリア構成要素	概 要
市街地ゾーン	・用途地域が定められている市街地地域の居住環境の改善、商業
	地域を主とした商業の活性化など各地域で個々の特色を生かし
	た拠点化や計画的な施設集積等を進める地域。
沿道サービスゾーン	・用途地域が定められている工業地域等で木材加工業や自動車関
	連、流通を始めとした工業や、景観に配慮したサービス施設の
	立地を推進する地域。
農業ゾーン	・市街化を抑制すべき農業地域であり、集落的地域を中心として
	農地等の保全を図り、弟子屈らしい農業景観を大切にする地域。

(2) 自然環境保全エリア

自然環境保全エリアは、屈斜路湖・摩周湖などの自然公園地域を基本とし、これに連なる森林・原野地域、農業地域、河川等を含めたエリアとし、基幹産業である「観光交流ゾーン」及び、市街地における水と緑のネットワーク化を図るため、市街地内の河川空間と周辺森林とを結ぶ「水の環境軸」と市街地ゾーンを取り囲む「緑の環状帯」を設定します。

の採売和」と印度地グ	ンと取り回名「胸の深代帝」と改定しより。
エリア構成要素	概要
観光交流ゾーン	・自然公園地域内にある、硫黄山、屈斜路・和琴・仁伏温泉、川湯 温泉などの観光交流地域で、自然公園に配慮した環境整備を行 う地域。
水の環境軸	· 釧路川、鐺別川。
緑の環状帯	・屈斜路湖、摩周湖などの森林・丘陵地や農地。

(3) エリア内拠点地区

現在の土地利用を基に、生産・活動エリアの中で特に都市機能等の充実に資する拠点を以下のように設定し、重点的な整備を推進します。

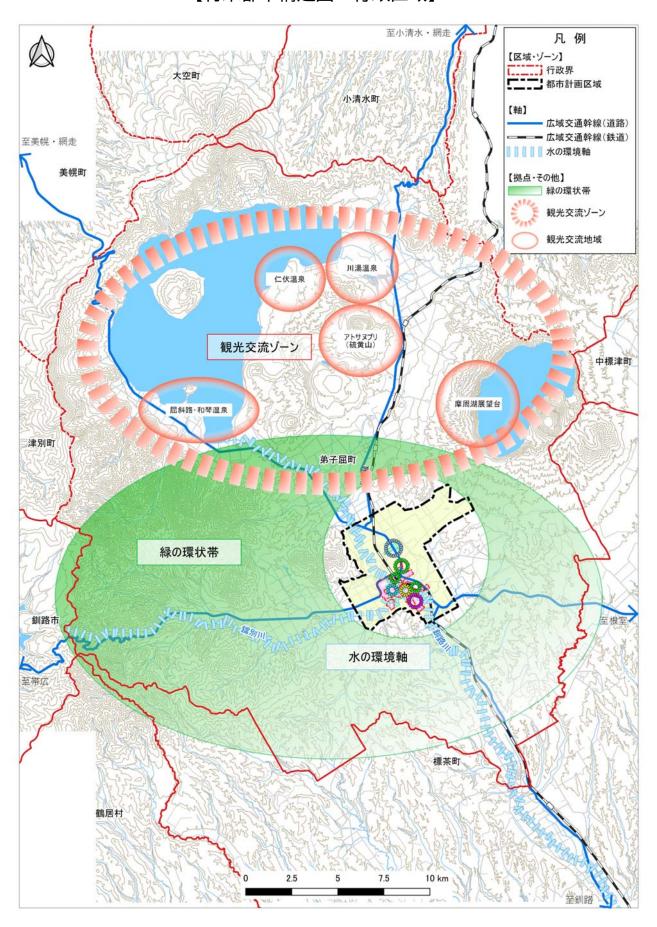
地区名	概要
「都市機能拠点」	・中央2丁目周辺には、弟子屈町役場、図書館、警察署、公民館な
	ど各種の行政機関等が集積していることから、当地区周辺を「都
	市機能拠点」として位置づけます。
「医療・福祉拠点」	・泉地区は医療・福祉施設や子育て支援施設などの集積を生かし
7	た快適な居住空間を有する地区であることから、「医療・福祉拠
	点」として位置付けます。
「地域防災拠点」	・改築された弟子屈中学校は教育のみならず、災害時の避難所機能
1	等も有していることから 「地域防災拠点」 としても位置づけます。
「スポーツ・文化交流	・摩周運動公園地区には各種のスポーツ施設や、文化センター、
拠点」	文学資料館等が整備されていることから、「スポーツ・文化交
4.72.113	流拠点」として位置づけます。
□□■■■■□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	・JR 摩周駅や国道 241 号沿線の道の駅、及び国道 243 号、391 号沿
	いのまちのエントランス部分を「景観・交流拠点」として、それ
	ぞれ来訪者を誘う景観に配慮した整備を図ります。

(4)交通軸

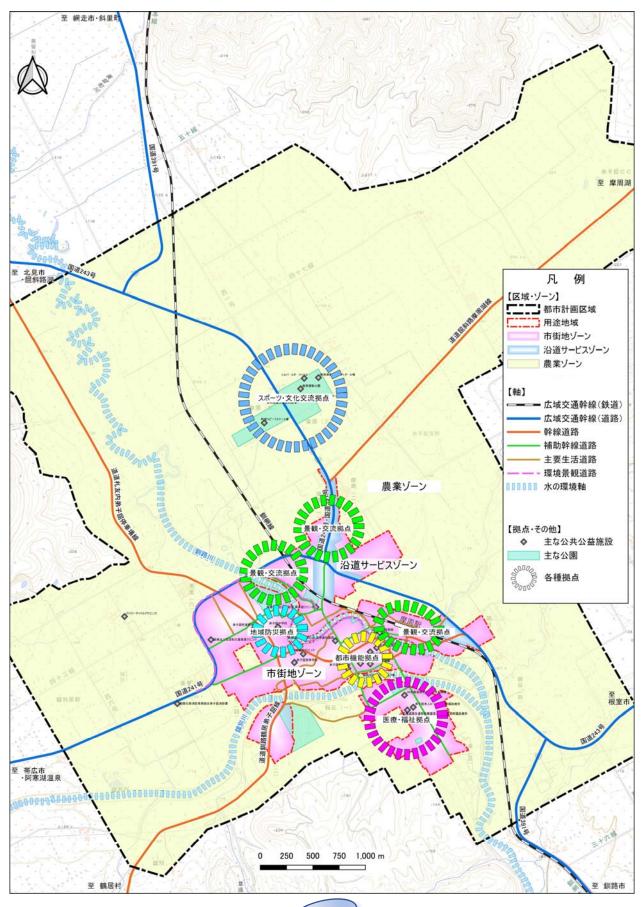
都市の骨格をなす道路等で、都市間や地域間とのネットワークをはじめ、安全・円滑な都市活動を支える主要道路等を以下のように設定します。

構成要素	概要
広域交通幹線	・広域的な連携軸となる「広域交通幹線」は、JR 釧網本線、国道 241
(広域連携軸)	号、243 号、391 号を位置づけます。
幹線道路	・近隣市町や地域間とのネットワークをはじめ市街地内の骨格(都
(都市軸)	市軸)を形成する「幹線道路」として、主要道道釧路鶴居弟子屈
	線や一般道道札友内弟子屈停車場線等の道道を位置づけます。
補助幹線道路	・「補助幹線道路」は、3・4・2駅前通、3・4・3阿寒下鐺別通、3・
(接続軸)	4・4 栄橋通、3・2・6 湯の島通、3・4・8 下鐺別通、3・4・9 中学
	校通の町道部分を位置づけます。これらの道路は災害避難路とし
	ても重要な役割を担う道路として位置づけられます。
主要生活道路	・「主要生活道路」は、補助幹線道路を補完する道路として位置づけ、
(生活軸)	広域交通幹線・幹線道路・補助幹線道路等との円滑なネットワー
	ク形成を図るとともに、災害避難路としても有効に機能する道路
	として位置づけます。
環境景観道路	・「環境景観道路」は、特に、安全・快適な歩行空間の確保や景観形
(歩行・景観軸)	成に配慮する路線として位置づけます。

【将来都市構造図:行政区域】



【将来都市構造図:都市計画区域】



2 分野別の方針

2-1 土地利用の方針

(1) 土地利用に関する基本方針

①全体の土地利用方針

まち(都市)づくりの基本目標の実現を目指すため、全体の土地利用方針を以下のように設 定します。

- ・町の財産である豊かで多様な自然環境を保全・活用しながら、ゆとりと潤いのある暮らしを続けるため、また、多発する自然災害等への防災機能を高めることにより、子供及び子育て世代から高齢者まで、誰もが安心して暮らせるよう、居住環境の充実と安全性・利便性に配慮した土地利用を進めるため用途地域の適正な配置・誘導を行います。
- ・これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とし、用途地域内の未利用地・低利用地を有効に活用するため、用途地域の適正な見直しを 行うこととし、将来の市街地規模については現在の市街地規模と同程度と想定します。
- ・用途地域指定のない区域では、優良な農用地や自然環境を形成する河川、山林などを保全するよう、関連法規制等による土地利用の規制を尊重しながら市街化を抑制し、必要に応じて特定 用途制限地域の指定について検討を行なっていきます。また、土地利用の変更等により用途地 域が縮小される区域については、基本的に特定用途制限地域の指定も合わせて検討を行ってい きます。
- ・都市計画区域外については、豊かな自然環境と良好な住環境の保全に努めます。なお、無秩序 な開発行為等が見られるなど、土地利用規制を行うべき区域については、準都市計画区域の指 定について検討を行なっていきます。
- ・中心市街地の範囲を明確にし、財政事情に配慮した都市施設等の効果的な集約・複合化を図りつつ、まち中の活性化を進めます。また弟子屈町の都市活動を支える上で重要なJR摩周駅や道の駅周辺は、まちの顔になるところであり活力を生む重要な拠点として位置づけ、賑わいを創出するための適正な土地利用の促進を図ります。
- ・今後とも人口及び世帯数の減少傾向は変わらないと想定されることから、地域が支えあい暮ら しやすい環境をつくるため、住宅の供給促進や公営住宅ストックの有効活用による「まちなか 居住」を推進して行きます。また、温泉のまちとして中心市街地の賑わいを創出するため、川 湯温泉・屈斜路湖温泉など観光交流ゾーンとの連携を進め、町全体の魅力と活力向上を図るた め、道路など都市機能の適正配置を目指します。

(2) 主要用途の配置の方針

- ・弟子屈町における少子高齢化や社会経済の変化など、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、各地区において住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の適正な土地利用を図るため、用途地域の適正な配置を図ります。
- ・空き店舗・空き地等の増加にみられる商業業務機能の衰退、賑わいの喪失等が課題となっており、魅力と活力あるまちの中心づくりのため、中心市街地の機能の回復を図ります。
- ・市街地形成において、朝日地区や湯の島地区などで、建物用途の混在する土地利用が散見されるようになってきていることから、土地利用の動向を見極め適正な用途地域見直しの検討を行います。
- ・住宅地は、各地区の特性に合った良好な住環境を配置するとともに、公営住宅整備の検討を行い、弟子屈らしいゆとりと潤いのある土地利用を促進します。
- ・商業業務地は、地域経済の活性化や地域交流を促進する重要な役割を担うものであり、適正な 用途配置を図ります。
- ・工業・流通業務地は、網走、北見、帯広、釧路、根室などの都市を結ぶ主要幹線道路沿いに位置していますが、産業構造の転換により、既存市街地においては工場跡地等の未利用地が見られることから、土地利用の動向を見極め適正な用途の見直し検討を行います。

①住宅地

住宅地は、専用住宅地及び一般住宅地で構成します。

【専用住宅地】

・専用住宅地は、低層住宅を主体とした専用住宅地を泉地区に、中高層住宅を主体とした専用 住宅地を美里地区、高栄地区、鈴蘭地区及び泉地区に配置し、周辺の環境と調和したゆとり ある良好な住環境の形成を図る。

【一般住宅地】

・一般住宅地は、商業業務地及び工業・流通業務地の周囲や幹線道路等の沿線に配置し、弟子 屈の自然的環境や地区の特性を活かし良好な住環境を形成するとともに、周辺住宅地や沿道 サービスのための比較的小規模な店舗等の立地の誘導を図ります。

②商業業務地

商業業務地は、中心商業業務地、拠点商業業務地及び沿道商業業務地で構成します。

【中心商業業務地】

・中心商業業務地は、3·4·2号駅前通、3·4·3号阿寒下鐺別通及び3·4·4号栄橋通の沿道を中心として配置し、商業業務機能と周辺の行政機関や金融機関、図書館等の公共施設が一体となった都市機能拠点として、その機能の維持、増進を図ります。

【拠点商業業務地】

・拠点商業業務地は、湯の島地区に配置し、温泉地として商業、娯楽、宿泊機能等の充実やホ スピタリティの向上を図ります。

【沿道商業業務地】

・沿道商業業務地は、3・4・7号弟子屈通の沿道に配置し、背後地の住環境等に配慮しながら、 沿道における利便性の向上を図ります。特に、湯の島地区のリニューアルされた道の駅は景 観・交流拠点として、情報受発信の機能強化を図ります。

③工業・流通業務地

工業・流通業務地は、一般工業地及び流通業務地で構成します。

【一般工業地】

・一般工業地については、木材製材工場が立地している朝日地区に配置し、周辺住環境に配慮 した軽工業の集積を図ります。

【流通業務地】

・鈴蘭地区及び摩周地区の3・4・2号駅前通の沿道を中心とする地区には、自動車販売整備など 沿道サービス型の施設が集積しており、沿道景観等に配慮しつつ、沿道型工業施設や流通業 務施設の立地を図ります。

(3) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・中心商業業務地に隣接する「てしかがの蔵」周辺の遊休地は、都市機能拠点としての機能の充実のため、文化施設等の創出などアメニティの向上に資する土地利用転換や、地区計画等を活用した適切な土地利用を推進していきます。
- ・湯の島地区の拠点商業業務地の一部には、商業業務施設の立地が進まない未利用地があり、住宅が混在していることから、今後の土地利用の動向等を踏まえ、住宅地への土地利用の転換を進め、住環境の向上を図ります。
- ・公共施設<mark>の</mark>統廃合等により跡地が発生した場合には、公的不動産として有効活用できるよう必要に応じて用途の転換などを検討します。
- ・朝日地区の工業地の一部は、住宅と軽工業施設等が混在しているが、産業構造の転換等に伴い 工業施設の移転が進んでいることから、今後の土地利用の動向を踏まえ、住宅地への土地利用 の転換を進め、住環境の向上を図ります。
- ・桜丘地区、泉地区の専用住宅地の一部では周辺の土地利用動向を踏まえ、土地利用の転換検討 を進めて行きます。

(4) 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・弟子屈町の豊かな自然環境に調和した居住環境の維持、改善を図るとともに、良質な住宅の供 給と既存住宅ストックの有効活用に努め、多様な居住ニーズや高齢化社会に対応する性能が確 保された住宅建設の推進に努めます。
- ・公営住宅の整備にあたっては、弟子屈町公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的に行います。 また、ユニバーサルデザインによる公営住宅の建設普及に努め、誰もが暮らしやすい住まいづ くりを推進します。
- ※ユニバーサルデザインとは、障害の部位や程度によってもたらされるバリア(障壁)を解消するといったバリアフリーの考え方とは異なり、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、誰もが快適に利用できるようにあらかじめ製品や生活環境などを計画することです。

(5)都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・弟子屈町の、コンパクトにまとまった市街地内に位置する公園緑地などの緑の環境は、生活に 潤いを与える重要な資源であることから、積極的に保全を図ります。
- ・水郷緑地は、良好な都市環境を構成するうえで重要な緑であるとともに、様々な野生生物の生息環境を支えています。また湯の島地区には弟子屈町の名木が植生している貴重な緑地があります。これらの緑地については今後も適正に保全を図ります。
- ・弟子屈神社周辺の良好な自然景観を有している区域は、今後もその良好な風致景観を維持し、 保全を促します。

(6)優良な農地との健全な調和に関する方針

・用途地域指定のない区域のうち、集団的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と 発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努めます。

(7)災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制すると ともに、緑の保全や緑化の促進に努め、災害を防止するための適正な措置を講じます。
- ・朝日地区、高栄地区、桜丘地区、泉地区及び日の出地区のうち土砂災害特別警戒区域に指定されている地域については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制していきます。

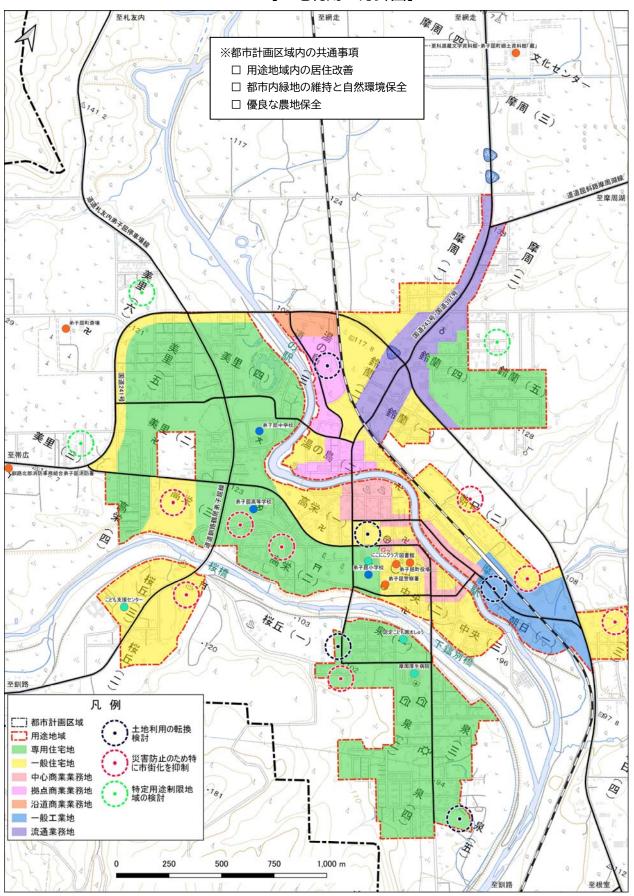
(8) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

・市街地の南部に広がる丘陵地の自然林や樹林地等、豊かな自然環境を有する山林原野、丘陵台 地及び河川敷地については、今後とも良好な自然環境の保全を図ります。

(9) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

・美里地区、日の出地区及び摩周地区の用途地域指定のない区域にある既存集落のうち、用途地域に隣接し、市街地と一体的に住環境の保全等を図る必要がある地区については、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図るほか、建築基準法に基づく形態制限による規制・誘導を行っていきます。

【土地利用の方針図】



2-2 交通体系の整備方針

(1) 交通施設の基本方針

- ・交通施設の整備は、将来の都市像を見据えながら効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めます。また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討します。
- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進めます。
- ・市街地では道路網が複雑になっていることから、多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を 確保するために、都市の骨格となる解りやすい都市内道路網の形成を進めます。そのためには、 長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進めます。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの 形成やバリアフリー化を進めます。
- ・弟子屈町では、「地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通網の維持、インバウンドに対応した公共交通の確保等や交通弱者に対応する公共交通システムの検討を行うこととしており、本計画と連携して公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに交通広場等、交通結節点の利便性向上及び機能強化に努めます。

(2) 道路施設の配置の方針

- ・地域高規格道路道東縦貫道路(候補路線)が計画されていることから、関連道路網の配置検討 を行います。
- ・3・3・1号日の出通、3・4・1号駅前通、主要道道釧路鶴居弟子屈線、一般道道札友内弟子屈停車場線及び3・4・7号弟子屈通などの都市の骨格となる道路の整備促進を図るとともに、都市や地域を結ぶ広域交通の充実を図るための道路網を配置します。
- ・3・4・3号阿寒下鐺別通、3・4・4号栄橋通、3・3・5号鐺別通、3・4・9号中学校通及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網の形成を図ります。
- ・3・4・2号駅前通にJR釧網本線摩周駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保していきます。

(3) 道路施設の整備目標

- ・整備水準の目標は、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくものとしますが、街路網は、広域交通に対応する骨格街路網の確保を目指すとともに、長期未着手都市計画道路の整備方針に基づき、未整備箇所の存廃の方向性を定めると共に、都市内の幹線街路網は、各道路機能に応じて段階的な整備を進め、長期的に都市計画道路の整備を図ります。
- ・市街地内のスムーズな交通流動の確保と、沿道の土地利用の高度化を誘導するために、商店街 の整備と一体となった栄橋通の整備を検討します。
- ・国道との接続路線であり、帯広・阿寒方面からの市街地への入り口にあたる3・4・3号阿寒下鐺 別通の整備を検討します。

(4) 水辺の散策道の形成

・道の駅から湯の島通を経由し、釧路川沿いの水と緑を活かして、来訪者を市街地の中心部に誘ったり、町民が日々の生活の中で散策を楽しんだりできる水辺の散歩道の形成を図ります。散歩道の形成にあたっては、地場産のカラマツ材を利用した歩道の整備や、町民の手づくりのベンチやプランターの設置などによる潤いの演出を検討します。

2-3 景観づくりの方針

弟子屈町は、摩周湖、屈斜路湖、川湯温泉などの観光地を有し、市街地内には釧路川が流れる 摩周温泉があります。市街地内の景観整備にあたっては、自然景観の素晴らしい「温泉のまち」 弟子屈のイメージを高めるため、「弟子屈町景観計画」にもとづき自然景観と調和する景観形成 を促進します。(56 頁、57 頁の将来都市構想図を参照)

- ①国立公園の雄大な自然を引き立たせる景観づくり(観光交流ゾーン) シーン景観に配慮した景観づくり、眺望景観を大切にした景観づくり、太陽光発電の設置 に配慮した景観づくり。
- ②国立公園のイメージを市街地につなぐ景観づくり(市街地ゾーン、沿道サービスゾーン) 国立公園のイメージとつながる市街地の景観づくり、国立公園のまちにふさわしいデザインと色彩(景観色)による景観づくり、国立公園のまちにふさわしい統一したサインの設置、空き家・廃屋に配慮した景観づくり。
- ③国立公園のまちに暮らす誇りを感じる景観づくり(市街地ゾーン、農業ゾーン) 自然と調和した広がりのある田園景観の保全(耕作放棄地対策も含む)、水辺空間の保全 と水辺の景観づくり、町民参加による市街地や沿道の景観づくり(美しい弟子屈への愛着)
- ■推進方策:弟子屈町の景観づくりを支援する仕組みと体制の構築
 - · 弟子屈町景観審議会
 - ・ゆるやかな景観づくり推進ネットワーク

2-4 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1)基本方針

弟子屈町における緑地の形態は、市街地の南部に広がる丘陵地の自然林や樹林地、市街地郊外の里山などと、市街地を貫流する釧路川や鐺別川の河川空間が緑の骨格を形成し、良好な自然環境が形成されています。この河川と緑地の形態と都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され、かつ水と緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し低炭素都市づくりに向け、整備保全に努めます。また、都市公園については長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進めます。

(2)緑地の配置の方針

①緑地系統ごとの配置方針

【環境保全系統】

都市の緑地系統の骨格を形成する緑地として、湯の島公園、水郷緑地及び区域内を流下する釧路川、鐺別川などの河川緑地を配置し、都市気象の緩和や環境への負荷を軽減し、生物の移動や生息のできる緑地とします。また幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成を図ります。

【レクリエーション系統】

日常的なレクリエーション活動に対処する緑地として、泉ヶ丘公園及び摩周温泉公園を配置するとともに、休日時のレクリエーション活動に対処する緑地として、湯の島公園、摩周観光文化センターの周辺緑地、弟子屈中学校周辺緑地、水郷緑地を配置します。また、釧路川及び鐺別川の河川敷において、レクリエーション活動を支える緑のネットワーク化が図られるよう、的確な維持管理を行います。さらに地域の特性を活かした釧路川ふれあい広場など多彩な公園、緑地などの適正な配置、整備を図ります。

【防災系統】

地震、火災などの諸災害発生時の避難地として、湯の島公園及び摩周温泉公園を配置します。さらに復旧活動の拠点などとして機能する都市基幹公園、住区基幹公園や泉ヶ丘公営住宅内公園など、緑地の適正な配置、整備を図ります。

【景観構成系統】

郷土的景観を形成するとともに都市のシンボルとなる水郷緑地や中心市街地にある池や自然林を生かした てしかがの蔵周辺緑地について、文化施設等を備えた憩いの広場の配置、整備を図ります。自然性に富んだ緑地や、風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全や、景観を楽しみながら緑と触れ合える空間の形成に努めます。

②コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、市街地の進展動向および誘致距離を勘案した公園 等緑地の適正配置を進めます。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地 の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるよう に配置します。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園緑地等の都市施設や特別緑地保全地区、風致地区等の地域地区とし都市計画決定を検討します。

(4) 水辺を活かした公園緑地等の形成

ゆとりある快適な居住環境の形成に向けて、身近な公園の適正な配置を図ります。釧路川、 鐺別川の河川敷等を活かして、パークゴルフなど野外スポーツが楽しめる公園緑地の整備や、 水辺に触れられるような親水空間の形成を図ります。また、親水空間を利用して、釧路川の 川くだりなどの中継地としての機能(カヌーポートやトイレ、休憩所、案内板など)の拡充 を検討します。

(5) 主要な緑地の確保目標

主要な公園緑地として、てしかがの蔵周辺緑地に併設する広場・公園の整備を図ります。

2-5 その他の都市施設等の整備方針

(1)河川

- ・河川については、近年における気候の変動は、雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害等の問題をもたらしている。このため、浸水被害等発生の影響を踏まえ、土地利用との整合を図り、総合的な治水対策を促進します。
- ・流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努めます。
- ・釧路川及び鐺別川を主とする河川については、河川管理者である国や道と連携を深め各種開発 事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的 な治水対策等に努めます。

(2)下水道

- ・良好な都市環境の確保、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を推進します。また、市街地における浸水被害の解消のため、雨水整備を推進します。
- ・弟子屈公共下水道については、中央地区に処理場を配置し、排水区域内に幹線管渠等を適切配置し、維持管理を図ります。また、市街地の更なる下水道の普及を目指し、未整備区域の幹線管渠の整備を進めるとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行います。さらに、弟子屈処理場の整備を図ります。

(3) 上水道

- ・安定した水の供給、安全で良質な水の供給、サービスの向上を図ります。
- ・地震災害等に強い水道づくりを推進し、応急給水体制の強化を進めます。
- ・老朽化が進む施設や配水管及び電気・機械設備等の改修・更新を進めるなど、水道設備の保全 を図ります。
- ・安定した水源を確保し、安全な水を供給するため、水源水質の監視体制の強化とともに水質の 向上に努めます。

(4)温泉

- ・弟子屈町は源泉に恵まれていることから、町と民間が連携をとって、温泉をクリーンなローカ ルエネルギーとして活用していきます。
- ・温泉は、一般住宅の浴用、暖房の熱源、商店街の歩道の融雪など多様に活用されており、今後 も安定した温泉の供給に努め、「温泉のまち」の魅力を高める環境づくりの向上を図ります。
- ・老朽化が進む施設や配水管及び電気・機械設備等の改修・更新を進めるなど、温泉設備の保全 を図ります。

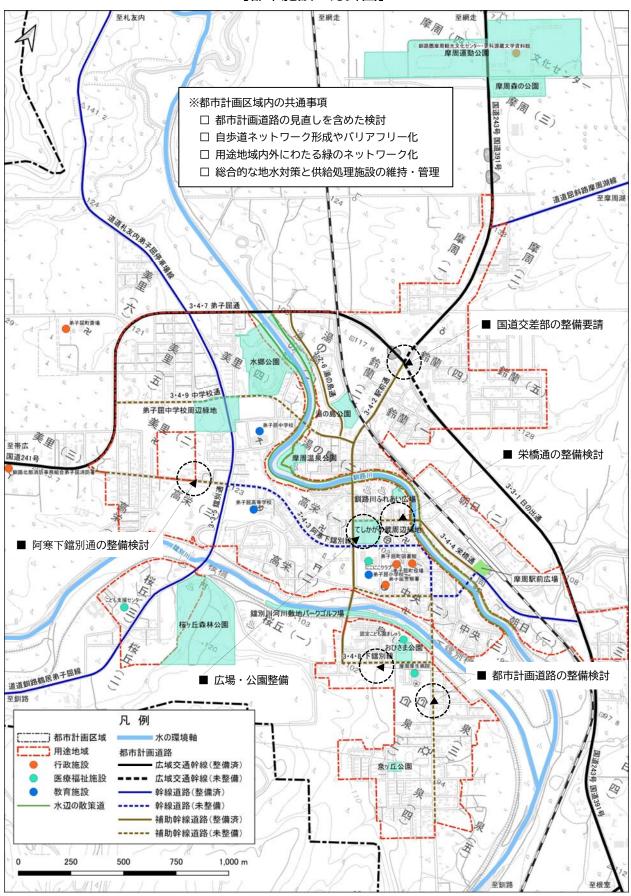
(5) 廃棄物処理施設

美留和地区に配置されている一般廃棄物等の処理施設については、施設の整備に関する計画を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行ないます。なお、可燃ごみについては、釧路広域連合に加入し、焼却処理しており、不燃ごみ、資源ごみについては、周辺の自然環境や住環境に配慮し、計画的な施設の整備及び維持管理を図ります。

(6) 火葬場

美里地区に配置されている弟子屈火葬場については、施設の整備等に関する計画を踏まえて 適正な維持管理により、その機能の維持を図ります。

【都市施設の方針図】



2-6 都市防災の方針

(1)都市防災の基本方針

町民の生命、財産を災害から保護し安全な生活を確保するとともに、都市機能の維持継続が 図れるよう自然災害等の予防対策、災害復旧・復興対策を都市基盤整備の面から総合的に推進 し、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、「弟子屈町地域防災計画」を もとに、地区の状況を勘案した地区防災計画の策定を促進するなど防災体制の確立を図るとと もに、「弟子屈町耐震改修促進計画」、「弟子屈町強靭化計画」との整合を図りながら、都市防災 に関する機能強化を促進します。

(2)火災対策による都市防災方針

集団的防火規制として商業系用途地域に指定されている準防火地域を今後も維持し、建築物の不燃化の向上に努めます。また、都市計画道路等の整備を進め、消防活動及び緊急活動の円滑化や避難路の確保を行うとともに、火災延焼防止の機能をもつ公園緑地などの公共空地を計画的に配置します。

(3) 震災対策による都市防災方針

公共建築物は、避難、救援・救護など応急対策活動の拠点となる施設であり、「弟子屈町耐震改修促進計画」、「弟子屈町強靭化計画」により耐震性、耐火性に配慮してその機能の維持を図るとともに、住宅、建築物における被害を軽減させるため、耐震化の向上に努めます。

改築された弟子屈中学校は、町営陸上競技場及び町営野球場を包括した地域防災拠点として 機能の充実を図るとともに、関連する第一次緊急輸送道路の整備を要請していきます。

また、地域における物資、救援、ボランティア活動の拠点としても活用できるよう、公園などの公共空地を適切に配置します。

(4) 浸水対策による都市防災方針

想定される集中豪雨や大型台風などによる浸水地域については、土地利用の適正化を図るとともに、河川整備や下水道整備により改善を図るなど災害の未然防止に努めます。

2-7 福祉のまちづくりの方針

(1)福祉のまちづくりの基本方針

障がいのある人もない人も誰もが安心して暮らせる生活環境の整備をめざし、「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」を推進するまちづくりを進めます。

(2) 基盤施設のバリアフリー化整備

高齢者や障がいのある人が安全に移動できるように、公園の出入り口、園路、トイレ等、歩 道及び自転車道の幅員や勾配等については、バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の 円滑化の促進に関する法律)の趣旨に即した整備を進めます。

(3) 建物等のバリアフリー化整備

官公庁施設、公立小中学校などの教育施設、医療施設等の不特定多数の方が利用する公共施設の出入口、階段、廊下、トイレ、駐車場、エレベーター等について、バリアフリー新法の趣旨に即した整備を進めます

(4) 心のバリアフリーの推進

ユニバーサル社会実現推進法による共生社会実現のため、小中学校における「心のバリアフリー」教育の実践や地域における教育啓発事業など、子育て・福祉環境の充実や学び環境の充実、生涯学習の推進などのソフト対策を推進していきます。

2-8 快適な居住空間形成ゾーンの整備方針

(1)施設立地と相互の連携

高齢者が安心して暮らせる地区の形成を目指して、弟子屈町公営住宅等長寿命化計画に基づき整備された泉ヶ丘団地は、子育て世帯から高齢者世帯が入居する多様な住宅として、医療・福祉拠点である摩周厚生病院、保健福祉施設と連携し、保健・医療・福祉サービスの充実を図ります。また、認定こども園ましゅうなどの子育て支援施設を中心に、高齢者だけでなく若年世帯や子供たちなど多世代の交流を深め、誰もが安心して快適に暮らしを楽しめる空間の形成を図ります。

中心商業地に隣接する「てしかがの蔵」周辺の遊休地は、都市機能拠点として各種機能が集積した複合型地域観光交流拠点施設の整備を推進していきます。

(2) 誰もが歩きやすい道づくり

公営住宅、一般住宅、保健・医療・福祉施設、子育て支援施設、公園緑地、各種公共施設、 商店街などの相互利用を促進するため、ユニバーサルデザインの導入により安全で快適な歩行 者空間の整備を図ります。冬でも誰もが安全・快適に歩ける空間づくりを進めるために、歩き にくい、滑りやすいといった冬期特有のバリアの改善に向けて、歩道除雪の充実、凍結しにく い舗装の導入などを図ります。また、横断歩道や交差点周辺の除排雪、高齢者宅の除雪支援な ど、住民と行政が協力して、効率的・効果的な冬期間の対策を進めます。

(3) 水と緑を生かした景観形成

丘陵地の緑と鐺別川の水辺に囲まれた地区として、泉ヶ丘団地の建替にあわせた緑地空間の 形成と建物景観への配慮、道路整備とあわせた街路樹の育成などにより、緑あふれる景観形成 を図るとともに、住民の参加と協力を得ながら花いっぱいのまちづくりを進めます。

特に、景観・交流拠点に位置付けられている箇所については、来訪者との交流の機会の多い「まちの顔」として、住民・事業者・行政が一体となった景観形成を進めていきます。

【市街地整備の方針図】

